

会報

第 134 号

◇エッセー

星月夜の下で 京都大学長 西島 安則

■諸会議議事要録

第1常置委員会・第6常置委員会合同会議

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

学術情報特別委員会

入試改善特別委員会

教養課程に関する特別委員会

大学院問題特別委員会

教員養成制度特別委員会

医学教育に関する特別委員会

生涯学習特別委員会

■要望書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

国立大学協会

平成3年11月

会報

平成3年11月 第134号

第41卷第4号通巻第134号

平成3年11月号

国立大学協会

●エッセー

星月夜の下で 京都大学長 西島 安則5

【事業報告】

■諸会議議事要録 (平成 3 年 7 月～ 9 月)

第 1 常置・第 6 常置委員会合同会議 (8.6)9

国立大学のあり方及び財政について

第 2 常置委員会 (8.5)11

平成 4 年度国立大学入学者選抜における留意事項について

教員委員の推薦について

短大から国立大学への編入学促進について

朝鮮人学校卒業者の国立大学入学資格について

推薦入学について

第 3 常置委員会 (9.6)14

教員委員の人事について

就職協定問題について

保健管理センターの問題について

第 4 常置委員会 (9.26)16

第 8 次定員削減計画と人事院勧告について

教務職員問題について

人事院勧告の取り扱いに関する要望書 (案) について

事務職員の待遇改善について

学術情報特別委員会 (8.29)18

複写に関する著作権の問題について

情報処理センター等の現状と今後のあり方

(第 77 回) 入試改善特別委員会 (9.20)20

委員会の委員構成及び欠員補充について

関係機関からの報告 (文部省/大学入試センター)

国立大学の入学者選抜についての平成 5 年度実施要領等(案)の作成について

本委員会の審議課題について

教養課程に関する特別委員会 (9.27)22

専門委員の退任と補充について

教養課程改革, 改組に関する情報の検討について

委員の補充について

委員会の名称変更について

大学院問題特別委員会 (7.5)24

博士・修士の学位に表示する専攻分野について

国立大学大学院の果たしてきた役割と今後のあり方について	
大学院問題特別委員会（8.30）	26
博士・修士の学位に表示する専攻分野について	
大学院部会における審議の概要（大学院の量的整備について）に関する意見書について	
国立大学大学院の果たしてきた役割と今後のあり方について	
教員養成制度特別委員会（9.19）	28
委員長の交代について	
大学における教員養成—教員養成の現状と将来—（中間まとめ）に対する内容の審議について	
医学教育に関する特別委員会（9.9）	30
報告事項	
医（歯）学系大学院問題について	
委員の補充について	
生涯学習特別委員会（7.18）	32
委員長の選出について	
委員の補充について	
文部省の生涯学習施策の現況と方針	
本委員会の今後の検討課題について	
生涯学習特別委員会（9.25）	35
専門委員の補充について	
生涯学習施策の現況	
本委員会の今後の検討課題について	
■ 諸 会 合（平成3年7月～9月末までの開催会議）	39
【要 望 書】	
人事院勧告の取り扱いに関する要望書	40
【そ の 他】	
学長等の異動	41

編集後記

星月夜の下で

京都大学長 西島安則

星月夜の空を真っ直ぐに切り裂く光点

ニースから林の中の曲がりくねった急な山道を車で2時間ほど登ると、急に視界がひらけて、カスタニエという高原の小さな村がある。夕方になると老婆が山羊の群れを追って山を下りて、谷間の小屋へ帰って来る。ここプロバンスの東端、アルプ・マリティームの高原はラベンダーでおおわれていた。1957年の夏をこのカスタニエで過して、秋風のわたる高原をいよいよ去るときになった。

名残りを惜しんで、宴のあと友人たちとラベンダーの香りにつつまれて高原に横たわり満天の星を眺めていた。10月4日の夜ふけのことである。月はなく、天球の無数の星の中に浮いているような、時の流れが止まってしまったような陶然とした気分になっていると、誰かが、「アッ」と叫んだ。一つの輝く点が、今までに経験したことのない速さで、真っ直ぐに、無情に、星月夜を切り裂いて行く。「天変地異が起る」とまた誰かがつぶやいた。異様な興奮が走った。

つぎの朝になって、それが、世界最初にソ連が打上げた人工衛星スプートニク I 号であったことを知った。しかし、その夜、胸を貫いた異様な興奮の思い出は、それから34年経った今も消えない。

アメリカとソ連の熾烈な冷戦を背景に、その後展開された、いわゆる宇宙競争が、英雄を生み、子ども達の宇宙への夢をかき立てた。しかも、何か、心の底につかえるものがある。果して、このままで良いのか、学問のあり方が、どこか歪められてはいないのか、と思うごとに、あの星月夜を無情に切り裂いて行った光点のことが思い出されるのである。

インディヴィデュアル・リサーチと自由の気概

こつこつと、クロマトグラフィーという分析方法を使って、DNAの丹念な分析を重ねて、4つの文字で遺伝情報が書き込まれているという重要な基礎研究を果たしたシャルガフ (Erwin Chargaff) は、70歳になって書いたエッセイで、「自分が化学を好きなのは、化学という学問が、明らかに解明された中心を持ちながら未知の暗黒に囲まれているからであり、また化学から、ためらいながらも、次第に生物学に心を惹かれていったのは、生物学が未知の暗黒を中心に持ちながら、生命の神聖さという輝かしい光に囲まれているからである。」と述べている。

大学で行う基礎研究の基盤であるインディヴィデュアル・リサーチを支えるのは、いうまでもなく、一人ひとりの自由な思索とそれにもとづく積極的な知的営為である。

一つの目標を立てて、研究を効率よく遂行するために、組織化と評価を重ねて、全体の組織の構成と仕組みの中で、それぞれの部署が、限られた期間にノルマを果すことを要求するプロジェクト・リサーチのチームワークの成果を否定するものではない。しかし、大学での教育研究の基本は、個性的で自由なインディヴィデュアル・リサーチであるべきである。それが、大学という教育研究の場、学問の府の存在の意義であると思っている。

「陽の当たるところに群がるな」と言っても、いつまでも、さ迷ってはいは仕様ががない。個性的な研究を進めるには、積極的な自由を堅持して、孤独を楽しみ、自分が求めているものをじっくりと自覚し進む意志が必要である。

“主体的な自由は自分の意識の中にしか存在しない”と言われるが、また、“真の

自由の最も恐るべき敵も自らの内にある”のである。自由の気概は、学問の府における、何よりも大事な生命力である。

学問の総合の視点と学問の成熟

「余輩の信ずる所を敢て明言すれば、社会変動する時未だ曾て退歩はあらず、社会は動けば則ち進む。古今社会の凋落衰廢するは、唯だ其の固着不動にして停滞する際に醸されるなり。」と、谷本 富は明治の末に、京都帝国大学の大講堂で、理工科大学の学生のために「教育学の大意」を講義していた。

そして、現代、藤澤令夫（京都大学名誉教授）は、『哲学の課題』の中で、「個別の学問により研究される事柄自体の中に必ずや内包されているはずの他との関係の筋目を見きわめて、それぞれの部分認識を、人間にとっての全一的な知への希求へと脈絡づけ、定位し、収斂につとめること、そしてそうすることによって、当初からのこの知の希求をさらに推進させること——これがフィロソフィア (philosophia) としての哲学の仕事である。」と説いている。

最近、それぞれの大学で、専門的細分化の道を進んできた現在の教育研究体制の総合への検討が真剣に進められている。このことは、以前から、自然発生的に生まれ育って来た多くの学際領域での研究の発展と深く関係してはいるが、単にその延長線上にあるのではなく、新しいフェイズでの、より積極的で広範な動きである。それは、学問の歴史の大きな流れの中での新しい時代の到来を予感させる。

それだけに、大学における学問の総合の動きは、あくまでも、学問の内発的な総合の理念の形成を軸として、着実にしっかりとした基盤の上に乗って進められねばならない。「物質」、「生命」、「人間」、「情報」、「環境」等々の総合的テーマは、学問の

成熟の証として、全一的な知への希求の具体的に充実した表現としてあるべきである。仮りに、"社会の要請"への順応といった受身の動機からの発想でつくられた「かたち」であってはならないと考えている。

ルソー (Jean-Jacques Rousseau) の言った、「人生のそれぞれの時期、それぞれの状態には、それ相応の完成というものがあり、それぞれに固有の成熟というものがある。」という言葉は、大学にも、学問そのものにも当てはまると、しみじみ味わっている。

大学にいる一人ひとりの自由、そして、大学のそれぞれの自由というものの大事さと厳しさを改めて思うこの頃である。

京都大学の学長として、2期6年の任期を間もなく終ります。1945年、敗戦の年の秋に、雇いとして京都大学に籍を置きましてから46年の年月が経ちました。この間、素晴らしい人生の師にめぐり会い、多くの楽しい仲間をもち、そして、沢山の頼もしい弟子に恵まれました。楽しみ、愛した大学を間もなく去らねばなりません。顧みて、京都大学に生きた最後の6年間の学長としての毎日は、母校が私に与えてくれた教育のしめくりであったような気がします。そして、国大協の場は、その大事な教室でした。6年間この教室で先生方から受けました数々の教えを、しみじみと思いおこし、ただ、感謝の気持で一杯です。ようやく卒業を迎えようとするときに、申し上げるべき御礼の言葉もありません。ありがとうございました。

事業報告

／諸会議議事要録／

第1常置・第6常置委員会合同会議

日時 平成3年8月6日(火) 10:30~12:50

場所 学士会館(神田)320号室

出席者 (第1常置委員会) 早川委員長

清水, 平林, 西沢, 浜田, 河野, 菅野, 長倉, 小黒, 高田, 鈴木, 武田,
岡市, 田代各委員

佐藤, 西尾各専門委員

(第6常置委員会) 高橋委員長

広重, 東野, 細谷, 松村, 馬場, 前川, 竹内, 林, 高安, 加藤, 慶伊, 西田,
出口, 高橋(克), 糸賀, 今村各委員

一宮専門委員

(国立大学財政基盤調査研究委員会)

田原, 黒羽, 潮木, 寺田, 金子, 神田各委員

末松第2常置委員会委員長

開会にあたり, 早川委員長(第1常置委員会)より次の通り挨拶があった。

本日は, 「国立大学のあり方」並びに「国立大学の財政問題」についてご審議いただくため合同会議を開かせて頂いたので, 忌憚のないご意見を伺えればと思っています。

ついで同委員長より, 新たに第1常置委員とられた清水哲也旭川医科大学長, 小黒千足富山大学長及び専門委員とられた佐藤次郎東京大学事務局長, 西尾理弘名古屋大学事務局長, 本日特に出席いただいた末松第2常置委員長の紹介があった。

引き続き高橋委員長(第6常置委員会)より, 佐藤東京大学事務局長には, 本委員会の専門委員にも就任していただいている, また, 本日の合同会議には, 国立大学財政基盤調査研究委員会の研究担当者にもご出席いただいている旨述べられ, 出席担当者の紹介があったのち, 第6

常置委員会委員長主宰のもと議事に入った。

〔議事〕

◎ 国立大学のあり方及び財政について

初めに高橋委員長(第6常置委員会)より, 次のように述べられた。

国立大学の財政枠拡大を提言するには, まず国立大学の存在意義を明確にしておくことが不可欠なので, 第6常置委員会でも検討を重ねてきたが, 最近の社会の動向から, 新しい理念の構築が必要と痛感している。幸い大学の組織・制度, 研究・教育体制等の調査研究を担当している第1常置委員会で「国立大学のあり方」を検討されているので, 本日はこの問題の討議と, 財政基盤調査研究委員会の報告内容についてのご意見をいただくため, 合同会議を開かせていただいた。限られた時間ではあるが, 活発なご意見をたまわりたい。

ついで、高橋委員長より要請があり、馬場委員（第6常置委員・国立大学財政基盤調査研究委員会委員長）から、同研究委員会におけるアンケート調査結果公表以後の最終報告に向けての作業経過、並びに現在実施されている聞き取り調査の進捗状況等について説明並びに報告があった。

引き続き、潮木委員（国立大学財政基盤調査研究委員会）より、最終報告の構成案について、次のとおり説明があった。

1. 国立大学の存在意義

2. 国立大学財政の現状

(1) 国立学校特別会計の現状

歳入予算・歳出予算の推移、一般会計からの繰入率の低下、施設整備費の減少とその背景、高等教育に対する公財政支出の国際比較。

(2) 基幹教育研究経費の現状

学生当積算校費・教官当積算校費の推移とその問題点。

(3) 教育研究支援組織の現状

職員の減少、定員削減の影響とその問題点。

(4) 教育研究用施設の現状

基準面積の現状、施設整備の立ち遅れとその問題点、具体的事例を入れながら説明する。

(5) 科学研究費補助金の現状

予算額の推移、応募件数、採択率の推移とその問題点。

(6) 外部資金導入の現状

委任経理金、共同研究費、委託研究費の推移、寄付講座、大学財団等の推移とその問題点。

(7) 教育研究費の実態に関するケース・ス

タディ

3. 国立大学財政に対する教官の意識（アンケート調査のまとめ）

4. 国立大学財政改善への提言

以上の説明ののち、主として次の点について意見が述べられた。

- 特別会計内の配分財源の拡大、制度的改革、特別会計制度の再検討の示唆、いずれか検討の方向を決める必要。
- 当校費積算単価、施設整備費の増大。
- 定員削減問題への言及。
- 地方自治体及び他省庁との協力関係。
- 法人化論への対応。
- 国公私大の役割分担、特に私大との比較。
- 大学病院収入に対する考え方。
- 待遇改善問題について言及の必要。
- 全体として守りの姿勢でなく、積極的論調展開の主張。

ついで、第1常置委員会の「国立大学のあり方について」（案）について、大学院に重点を置く方向に賛成意見が表明されたが、○専門分野による大学院の性格の差異、○国際化への対応策、○国公私全体の多様化の中での役割分担としての大学院の充実、○よりの確な表現・用語の工夫、などに関して意見があった。

以上の意見交換があったのち、高橋委員長より次のように述べられた。

本日は、多数の貴重なご意見をいただいたので、このことを踏まえて、第6常置委員会（国立大学財政基盤調査研究委員会）として更にきめ細かなデータの収集に努め、報告内容の重点項目に配慮を加えたい。

ついで早川委員長より、本日いただいたご意

見を参考にして、「国立大学のあり方について」
を改稿するので、今後ともご協力願いたい旨述

べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日 時 平成3年8月5日(月) 13:30~16:00

場 所 学士会分館6号室

出席者 末松委員長

荒川、藤井、福士、伊藤、吉田、太田、宮地、青野、武田、潮木、巽、上寺、
坂田、田中、入野、福西、松浦、池田各委員

松井、金子、猪岡各専門委員

(大学入試センター) 松本副所長、都賀管理部長

(文部省) 今野大学入試室長、玉上企画係長

末松委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 平成4年度国立大学入学者選抜における留意事項について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

各大学が学生募集要項を作成する際の参考にするため、例年本委員会において「入学者選抜における留意事項」を作成しているが、今回もこれの平成4年度版を作成のうえ各大学に送付することにしたい。ついては、配付の原案についてご審議いただきたい。

ついで、委員長の要請で、松井専門委員より、「平成4年度国立大学入学者選抜における留意事項」(案)の平成3年度との変更点について、配付資料をもとに説明があったのち、審議が行われた。その結果、若干文言を修正することとしたうえ原案が了承された。

なお、「留意事項」は、公立大学にも関係することであるので、同原案について公大協に協議し、その結果、何らかの意見等があった場合にはその取扱いを委員長に一任することとした。

2. 教員委員の推薦について

このことについて、委員長から次のように述べられ、了承された。

このほど会長から、本年10月をもって2年の任期を満了する各常置委員会教員委員(各3人)の後任を来る10月25日開催の理事会において選任するため、当該教員委員候補者を推薦するよう、依頼があった。本委員会の教員委員について、ご異存がなければ、福士、潮木、坂田各現委員にそれぞれご本人のご承諾を得た上、引続きお願いすることとしたい。

3. 短大から国立大学への編入学促進についての要望

委員長から、全国公立短期大学協会より書面をもって、短期大学から国立大学への編入学促進について要望があった旨披露があった。

4. 朝鮮人学校卒業者の国立大学入学資格について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

去る6月総会において、私立大学では在日朝

鮮人学校卒業者の入学を認めているところもあるが、国立大学での対応を検討してほしい旨要望があり、会長から、この件を本委員会で検討するよう依頼があった。これについては、まず文部省から説明を伺うことにしたい。

ついで、文部省の今野大学入試室長から、資料をもとに大学入学資格に関わる学校教育法第56条及び同法施行規則第69条等についての説明があり、これに基づいて、朝鮮人学校（各種学校）卒業者に対して大学への入学資格を認めるのは適当でないとの考え方に立ち、現在は国立大学への入学資格は認めていない旨述べられた。

以上の説明について、委員長から各委員に意見を求めた結果、法令上国立大学への入学資格は認められていないことを了承した。

5. 推薦入学について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

推薦入学について、前回（6.12）、現状の把握と問題点の洗い出しを中心に検討したが、本日も幾つか資料を用意いただいているので、これらをもとに引続き検討し、問題点等を整理していくこととしたい。

ついで、文部省の今野大学入試室長から、国公私立大学推薦入学実施状況、推薦入学における選抜資料の使用状況、推薦入学の願書受付・試験日・合格発表、推薦入学者の分布、推薦入学の要件等について、配付資料をもとに説明があった。

つづいて、松井専門委員から、高等学校の設置者別学校数及び高等学校卒業後の状況、等について、配付資料をもとに説明があった。

以上の説明があったのち、概ね次のような意見交換があった。

- 今後の18歳人口の減少への対応、学力試験との関係、等をも踏まえて推薦入学についての問題点を整理する必要がある。
- 私立大学の中には、今後の18歳人口の減少に対し、学生を確保するための戦略として、推薦入学を積極的に利用しようとしているところもある。
- 推薦入学は、高校での教育に基づく高校長からの推薦を尊重し、学力検査とは異なる尺度をもって大学へ受け入れることに本来の意義があるが、最近では私立大学を中心に学生を早期に確保する目的で利用する傾向が強まり、その意義が変りつつある。いずれにしても、推薦入学を入学者選抜としてどう位置づけるか、ということが基本的な問題と思う。
- 現在、国立大学で実施されている推薦入学は、本来の趣旨に沿い、また、その割合は殆どの大学で数%から10数%程度に止まっており、特に問題もないようなので、基本的な考え方については変える必要はないと思う。ただ、個人的には、推薦入学は、高校間格差の問題や恣意的判断が避けがたいことなど、学力試験に比べて客観性・公平性に難があるので、あまり拡大することには疑問を持っている。
- 推薦入学は、高校側の立場と大学側の理念との両面を考える必要があると思う。教員養成を主な目的とする我々の大学では、推薦入学に意義を認め、募集定員の30%を越す割合で推薦入学を受け入れている。
- 国立大学における入学試験は、何より公平であることが求められなければならないと思う。推薦入学が選抜方法として意義があるこ

とは認めるが、それは、あくまで、理念に基づき、募集定員の一部を対象とするものであって、定員確保などの観点から云々されるべきでない。

- 推薦入学は、学力試験では測り難い個性豊かな学生を受け入れることにその狙いがあるのであり、推薦入学を安易にふやすことは、本来の趣旨を崩すことになるばかりでなく、定員確保ということに流れる懸念がある。
- 分離分割入試を行う大学がふえてきたが、この場合の、前期日程または後期日程いずれかで進行、小論文、面接などを含む多様な選抜方法と推薦入学にどのような差異があるのかを明確にする必要がある。
- 中教審の論議で、一部の私立大学が推薦による募集人員を予め明示することなく、全入学定員の相当数を推薦入学で確保するため、結果として一般受験生への門戸を狭めているという指摘があったが、推薦入学が一般入試に先行して、学生の確保に走るのは問題である。文部省として何か善処を考えているか。
- それについては、来年度の募集要項等に募集人員を明記するよう改めたので、これによって改善の効果があるものと期待している。
- 推薦入学について、差し当たる問題としては、入学者選抜における公平の原則との関係、高校側の評価との関係、分離分割入試の特色ある少数側の試験との関係、などをどう論理づけて整理するかということであろう。
- 推薦入学では、主として潜在的な可能性に着目するのに対し、分離分割の“特色性型”試験の方は、特定の分野の能力、たとえば、「数学」の成績が良いという場合などであり、両者は明確に区別されるべきである。

○ 推薦入学で最も大事なことは、高校側と大学側の信頼関係であると思う。高校側からの推薦書の記載が時として類型的なこともある。的確な推薦をしていただけないと信頼関係も損われ兼ねないので、推薦の記載の仕方について工夫を望みたい。

○ 推薦入学で入学した学生の追跡調査をしてみることも必要ではないか。

○ それについては、入研協（国立大学入学者選抜研究連絡協議会）で、各大学の協力を得て調査を行い、その結果を報告書にまとめてあり、また、大学入試センター発行の「大学入試の動向」にその概要が掲載されている。その資料を提供いただくことは可能と思う。

○ 現在、第2次試験の試験実施方式を「連続」から「分離分割」に変更することを検討しているが、医学部の推薦入学では、最近、一般入試によっては合否のボーダーラインにかかりそうな者を意識的に推薦してくる傾向がみられ、困っている。そのため、前期を推薦入試に近い形の選抜方法に、後期をオーソドックスな形の試験とすることが検討されている。

○ 推薦入学では、その大学・学部として特に何に推薦のポイントを置いているかを高校側にはっきり求めるようにすべきであろう。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日は推薦入学について貴重なご意見をいただくことができた。いただいたご意見について次回までに整理し、引続きこの問題を検討することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3常置委員会

日時 平成3年9月6日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 篠筒委員長

坂村, 山本, 内海, 岩佐, 鳥塚, 川島, 佐々木, 蜂須賀, 後藤, 吉田, 山田, 迎, 光永各委員

小路, 木村, 佐藤各専門委員

(文部省) 井上学生課長

篠筒委員長主宰のもとに開会。

委員長から新しく委員になられた山本肇委員(東京医科歯科大学長)並びに本日出席の文部省の井上学生課長の紹介があった。

〔議事〕

1. 教員委員の人事について

本年3月定年退官された榎本則行委員の後任として村田晃佐賀大学教授の委嘱並びに岩佐幹三(金沢大学教授), 吉田典可(広島大学教授)両委員の再任が了承された。

なお, この教員委員の人事は, 来る10月25日の理事会で承認を得ることになっている。

2. 就職協定問題について

委員長から, 次のように述べられた。

この問題に対して最近企業側から問題提起があったので, その経緯について佐藤専門委員から報告をお願いしたい。

ついで, 同専門委員から概ね次のような報告があった。

就職協定は, 大学にとっては最終学年の大学教育を適正に行うこと, 就職の機会均等を確保すること, などの観点から存続の必要性を認め, 昭和27年から紆余曲折を経ながら今日に至っている。

本年度の就職活動状況は, 比較的穏やかであ

り, 特に学事日程の阻害やきわだった学生の拘束などもなく, 日経連事務局の就職110番への連絡件数は昨年より少なく悪質なケースもなかったとのことである。しかしながら, 経済同友会が公表(本年7月)した「選択の教育を目指して」のなかでは, 現在の採用活動は短期間に集中しているため, 学生本人の希望と企業のニーズの間にミスマッチが生じ易く, また, 訪問開始日前にOBリクルーターの活動による水面下の青田買いが行われて就職の機会均等を損なう弊害にもつながり, 企業の社会的信用にも疑問が生じているので, この際協定を廃止してはどうか, と述べている。

更に, 今まで就職協定の順守に積極的であった日経連事務局においても, 就職協定の抜本的な見直しを検討する意向を表明している。

両団体の廃止論又は抜本の見直し論の根底には, 我が国の不透明な商習慣や大企業の企業倫理が社会的問題になっているので, 透明性を実現するためには, 現在の就職協定を廃止または抜本的な見直しをする必要があるとの考え方に基づいているものと推察される。

なお, 日経連の「就職協定の抜本的な見直しについて(案)」(配付資料)は, 企業側が検討するための日経連事務局メモであり, この案については企業側内部でも賛否両論があって, まだまとまっていないとのことである。このメモ

によれば、従来の一律解禁方式を改めて、企業の自主的決定に委ねることを基本方向とし、抜本的に見直して透明かつ公正な採用活動の定着を期することが目的である、と述べているが、大学側は特別委員会などで企業の自主的決定に委ねることは、採用活動の早期化を招くとともに、大学教育に悪影響を及ぼし、学事日程の運営を困難にし、また地方の学生に対する就職の機会均等の確保の妨げになるなどの理由で、協定の存続を強く要望している。

日経連では、このメモを更に検討し、企業の意見がまとまれば次回特別委員会で大学側に示したいと述べている。

以上の説明のあと、主として次のような意見交換があった。

- 今の協定はペナルティなしの紳士協定だが、比較的よく守られており、有名無実ではない。早期化に対する歯止めとしても機能している。それだからこそ日経連も廃止を求めているといえる。
- 「学事日程」は大学の業務日程だけでなく、学生に対する教育活動総体をいう。
- OB、OGのリクルーターとしての活動は、8月1日以前は自粛してもらいたい。
- 修士課程の学生には就職協定は適用されないか。
- 自由主義社会において、すべてが自由競争によって処理し切れているわけではない。行政指導も必要だし、財政的調整も有効である。さらに一般論としては、立法措置をも含む公共的介入なしには効果が生じないということも視野のうちにしておくべきである。
- 長い時間をかけて企業側も参加してとりきめた協定であり、その順守については、企業

側も「不退職の決意」を新たにしてもらいたい。

以上のような意見交換のあと、委員長から本委員会の基本的な考え方として、①学事日程を確保するという観点に立って、8月1日の会社訪問の開始日を廃止することは認めない、②情報量が相対的に遅れ勝ちな地方の大学の学生にとって、本委員会が機会均等の原則に留意して協定の存続を求めることは意義がある、と考える、ことが示され、これが了承された。

3. 保健管理センターの問題について

委員長から、小路専門委員に、配付資料について説明を願いたい旨の要請があり、同専門委員から、①国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査報告—平成元年5月11日国立大学協会第3常置委員会(資料No.1)、②「保健教育」改善に関する要望書—平成2年10月、国立大学保健管理施設協議会会長より大学審議会大学教育部会長宛(資料No.2)、③国立大学保健管理センター組織・運営の改善充実に関する要望書—平成2年10月、国立大学保健管理施設協議会会長より文部大臣宛(資料No.3)、④質問回答用紙平成3年5月—国立大学保健管理施設協議会特別委員会より国立88校への質問内容(資料No.4)、⑤「現状問合せ」回答結果集計、平成3年7月末現在—前記質問に対する回答(資料No.5)、⑥資料—資料No.1と関連(資料No.6)、⑦保健管理センターの抱える諸問題—小路専門委員より委員長宛の報告(資料No.7)、について詳細な説明があった。

ついで、委員長から、本日は小路専門委員の報告にとどめておきたいが、①現在学生が直面している精神面を含む健康問題と健康教育のカ

リキュラムへの組み込み、②保健管理センターの大学における組織上の位置付けと既成の教官組織との関係、などについて、いずれは本委員会

としての方針を検討する必要がある旨が述べられた。

以上をもって本日の委員会を終了した。

第4 常置委員会

日 時 平成3年9月26日(木) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 野村委員長

南部, 新野, 阪上, 津田, 小出, 山崎, 上原, 将積, 前田, 小野, 林, 平川,
高田各委員

小島, 熊澤, 日下, 黒崎各専門委員

(文部省) 橋渡任用計画官, 鳥越給与第二係長

野村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、本日出席の文部省人事課橋渡任用計画官及び鳥越給与第二係長の紹介があった。

また、予定した議題のほか、第8次定員削減計画及び人事院勧告の取り扱いに関する要望の2件を追加議題とする旨の説明があった。

次に委員長から、前回委員会(6月12日)以降の動向について、概ね次のような報告があった。

(1) 国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書(第8次定削)は、6月7日、6月17日に有馬会長、阪上委員、小出委員、平間事務局長と私が、文部大臣、総務庁長官及びそれぞれの関係担当官へ提出要望した。

なお、このことに関連して、7月4日、野崎官房長から第8次定削の概略について説明があった。(当方の出席者は野村委員長、阪上委員、平間事務局長)

(2) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書は、6月26日に有馬会長、阪上委員、平間事務局長と私が文部大臣、大蔵大臣、人事院総裁及びそれぞれの担当官へ提出要望した。

(3) 9月11日の小委員会で、人事院勧告に関する要望書(案)を検討した。

[議 事]

1. 第8次定員削減計画と人事院勧告について

まず、橋渡任用計画官から「第7次・第8次定員削減計画の比較」(配付資料)に基づいて、①第8次定員削減計画に対する政府の動向及び閣議決定に至るまでの経緯、②各省庁別の定員削減計画目標数と実施の方法、③第7次定削との比較、④国大協及び文部省の第8次定削への対応、⑤教官、看護婦の第8次定削に対する総務庁の対応と教官欠員数に対する同庁の考え方、⑥他省庁と文部省の第8次定削対比、⑦諸般の事情を考慮しての文部省の対応結果、などについて詳細な報告があった。

なお、委員長から要望書の提出・要望の際の総務庁側の考え方について補足説明があった。

ついで、鳥越給与第二係長から、「教員等の給与と改善についての大臣要望(重点事項)」及び、「平成3年人事院給与勧告についての説明(抄)」(配付資料)に基づいて、人事院勧告の主な内容として、①全俸給表平均アップ率、②助教授等

の中堅層を中心にした俸給月額の改善, ③教育・研究指導の負担の特に大きい大学院担当教官に対し, 俸給の特別調整額の新規適用又は調整数の引上げ, ④管理業務の負担の大きい評議員等の教官に対し, 俸給の特別調整額を新規適用又は調整数の引上げ, ⑤学術上の表彰を受けた者に新たな特別昇給の適用拡大, ⑥民間の教育研究施設等での業務が顕著な者を文部教官に採用する場合における初任給決定の改善, などについて詳細な報告があった。

2. 教務職員問題について

委員長から, 概ね次のように述べられた。

去る6月12日の本委員会で, この問題の審議にあたり, ワーキング・グループ(以下「W・G」という)で問題点を整理してはどうかとの提案があり, 小出委員を世話人として阪上, 上原各委員と熊沢, 黒崎各専門委員で構成するW・Gが発足した。このW・Gは7月1日と9月11日に開催し, 問題点を整理してまとめた。それが「教務職員問題に関する中間報告(案)」(配付資料)である。これについて小出委員(世話人)からご説明願いたい。

ついで, 同委員から概ね次のような説明があった。

(1) 職および職務内容

助手との職務内容の違いが明確でない部分がある。

(2) 任用資格基準

公務員採用試験合格を条件としていない。

(3) 適用俸給表および職務の級

教育職俸給表を適用しているが, 文部技官であって教官扱いではない。

(4) 初任給

(5) 俸給制度曲線

(6) 在職者の状況

初任給は行(一)技官より高いが, 40歳位のところで交差し低くなる。また, 40歳以上の者は全教務職員の半数近くを占めており, 学歴は以前は高校卒が多かったが, 現在は短大卒以上が多くなっている。

(7) 検討の結果

この職種は, 研究者養成のための機能が制度上含まれており, 長期在職を想定していないものと考えられる。大学によってこの制度を効率的に機能させているところとそうではないところがあって, 制度運用に統一を欠いている面がある。

ついで, 黒崎専門委員より, 中間報告(案)に基づく教務職員制度の今後のあり方の案について説明があった。

以上の説明のあと, 若干の質疑・意見交換があり, 委員長から次のように述べられた。

W・Gは本日出された意見を踏まえ, 来る10月9日のW・Gで更に検討し, 10月16日の本委員会に最終案を提出していただきたい。

3. 人事院勧告の取り扱いに関する要望書(案)について

委員長から, 概ね次のように述べられた。

この件については, 去る6月11日の総会で, 文案の作成と提出時期は会長と第4常置委員会委員長に一任するとの了承を得ている。9月11日の小委員会で検討作成した原案(配付資料)について審議願いたい。

審議の結果, 若干の字句修正のうえこれを了承した。

なお, 委員長から, この要望書は会長の了承

を得たうえ、来る9月30日に文部大臣、大蔵大臣、総務庁長官へ提出したい旨述べられた。

4. 事務職員の待遇改善について

委員長から、この件については特に団塊の世代の事務職員を今後どのように考えて対応すべきかなどの点について、本日は自由討議をお願いしたい旨の提案があった。

これについて、教室系所属の事務職員についても検討の対象にしてもらいたい、事務系職員の実体調査をしてはどうか、今後はヤメ6昇格

問題が各大学で活発化するのではなかろうか、などの意見の交換があった。

5. その他

次期教員委員については、大谷、下井各委員に再任をお願いし、定年の近い南部委員については次回までに後任候補者を定めることとした。

なお、この件は、来る10月25日の理事会で選任することになっている。

以上をもって本日の議事を終了した。

学術情報特別委員会

日 時 平成3年8月29日(木) 15:00~16:00

場 所 学術情報センター別館会議室

出席者 太田委員長

荒川、鈴木、黒田、清水、小山、末松、角田、林、青野、三分一、安藤各委員

浅野専門委員

井上臨時専門委員

(会議前に、文部省学術情報センターの施設見学を行い、猪瀬所長ほか同センター教官を交えて学術情報システムに関しての懇談を行った。)

太田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員になられた荒川卓室蘭工業大学長並びに青野茂行金沢大学長の紹介があった。

引き続き委員長より、近く学長任期満了により退任される藤川委員(図書館情報大学長)(欠席)、すでに任期満了で退任された熊谷委員(前大阪大学長)の後任補充については、次回までに決めたいので、適任者をご推薦願いたい旨述べられたのち、議事に入った。

[議 事]

1. 複写に関する著作権の問題について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

複写に関する著作権のことについては、過去1~2年、この委員会で取り上げ協議を重ねてきたが、現在、複写に関する著作権を扱おうとする機構が二つに分裂しており、その一つは主として出版業界による「著作者・出版者複写権集中処理センター」で、本年4月に設置された。もう一つは、昨年12月、84の理工系の学協会により設置された「学協会著作権集中処理システム」である。文化庁では8月末を目途に、この二つのシステムの統合を目指しているが、早期

統合は難しいという観測もある。いずれにしても、遠からず統合が実現すると思うので、そのときには本委員会を開き文化庁の著作権課長等にも出席願ひ、説明を伺ひ、その対応を検討したい。

なお、本委員会の「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」（平成2年6月）は、基本的には変わらないが、二つのシステムが統一実現し機能し出すと、個々に交渉が行われ、大学の判断で使用料を支払う段階を迎える。これに対処するために国大協として具体的な目処などを作成する必要があるかどうか、を検討しなければならないと思う。

また、最近のCD等の複製に対する報酬請求権をハード面の価格上乘せで処理する動向なども参考にし、さらに外国における処理との整合性も考慮しなければならないと考える。

引き続き委員長より、別紙資料「横浜国立大学附属図書館文献複写状況の推移（メモ）」に基づき、①文献複写件数、②図書館相互協力による文献複写件数、いずれも5年間の累計について説明があったのち、今後の対応を検討する場合の基本資料ともなるので、委員所属大学の文献複写状況について、できれば各学部単位に取り敢えずこの資料に準じて作成してみてもどうかとの提案があり、調査項目の分類について意見交換があったのち、若干の大学において、次の委員会までに資料を作成するよう検討することになった。

2. 情報処理センター等の現状と今後のあり方

委員長より、国立大学の情報処理センター等の学内センター設備と組織の現状について、林

委員が調査しこの程まとめられたのでご報告願ひたい旨述べられ、同委員より別紙資料に基づき、概ね次のような説明があった。

現在、国立大学における情報処理共同利用施設であるコンピュータセンターとしては、①全国共同利用大型計算機センター、②総合情報処理センター、③情報処理センター、④データステーション、⑤教育（又は情報処理教育）センター、の5種類のセンターがある。この調査報告は、②と③の学内センターについて本年4月1日現在の状況報告をまとめた国立大学情報処理センター協議会の平成3年度調査書に記載されたデータを基にし、更に個々に問い合わせを行い補足しまとめた。特に今回の調査では、文部省の配慮により、協議会に参加していない5大学の総合情報処理センターの調査データを含めることができたので、この報告は調査時点で活動中のすべての国立大学学内センターの現状が記されている。

ついで、引続き同委員から、資料により次項の現状とその問題点及び今後のあり方について説明があった。

- ① コンピュータ等の設置状況
- ② 学内ネットワークの設備状況
- ③ 教育利用設備の状況
- ④ 運用スタッフの配置状況
- ⑤ センターの建物状況

以上の説明について、若干の質疑応答が交わされたのち、委員長より、10月25日の理事会、11月13日の国大協総会報告については、委員長に一任させていただきたい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第77回) 入試改善特別委員会

日 時 平成3年9月20日(金) 14:00~15:35

場 所 国立大学協会会議室

出席者 西島委員長

天野, 末松, 松井, 細川, 高橋(克)委員

(大学入試センター) 松本副所長, 都賀管理部長

(文部省) 今野大学入試室長, 玉上企画係長

西島委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、委員長就任の挨拶があり、ついで各委員の自己紹介があった。引続き委員長から、オブザーバーとして出席の大学入試センターの松本副所長及び都賀管理部長、並びに文部省の今野大学入試室長及び玉上企画係長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 委員会の委員構成及び欠員補充について

このことについて、初めに委員長から次のように諮られた。

欠員となっている委員の補充として、新たに藤田茂夫京都大学工学部教授に委員をお願いすることを承認願えないか。お認めいただければ、本日の委員会より出席していただくことにしたい。

これについて協議の結果、異議なく承認され、同委員の出席があり、紹介された。

なお、新委員については、次回理事会に諮り追認を得ることとした。

引続いて委員長から、委員会の欠員状況について説明のうえ、今後の委員会の委員構成及び欠員補充措置について、次のように諮られ、了承された。

本委員会の委員構成については、従来より地区や大学の種別などを考慮することとされているので、このことを念頭にさらに委員を補充し

て充実を図ることとしたい。その人選については、特にご意見がないようであれば、現在欠員となっている地区の地区世話人に推薦していただき、それを理事会の承認を得たうえで次回以降出席していただくこととしてよろしいか。

2. 関係機関からの報告

(1) 文部省からの報告

文部省の今野大学入試室長から、入試制度の当面の課題等について次のように述べられた。

入学者選抜については、常に改善に向けて努力されねばならないが、一方、入試制度は安定していることが大事であるので、この両面を合わせ考えながら、中・長期的視点から検討されるべきと思う。

文部省としては、国立大学の入試については、当面2つの課題をもっていると考え。その一つは、大学入試センター試験の定着・充実であり、もう一つは、受験機会の複数化に関することである。大学入試センター試験については、過去2回実施した結果、幸い各方面から高い評価をいただき、また、当初少なかった私立大学の参加も着実にふえている。これまでの実績を踏まえ、なお一層適切な問題の作成に努めたい。受験機会の複数化については、分離分割入試が年々ふえつつあるが、予て問題点として指摘されている前期日程と後期日程間の募集定員のアンバランスの是正を図っていただくよう、お願

いしたい。

なお、先の中教審答申（平成3年4月19日付「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申）」）のうち、大学入学者選抜の改善等に関する事項については、近く、大学審の大学入試に関する専門委員会でも格的審議に入る予定である。

(2) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの松本副所長から、大学入試センター試験等に関する以下の事項について、配付資料をもとに説明があった。

- ① 平成4年度大学入学者選抜実施要項について（文部省高等教育局長通知）
- ② 平成4年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項（大学入試センター所長通知）
- ③ 平成4年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内、同別冊
- ④ 平成4年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票・写真票・成績請求票（様式見本）
- ⑤ 平成4年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会（第1回）の参加状況等
- ⑥ 平成5年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱（文部省高等教育局長通知）
- ⑦ 平成5年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について（大学入試センター所長通知）
- ⑧ 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について（平成元年度11月29日大学入試センター試験協議会）
- ⑨ 試験問題特別委員会企画部会名簿

⑩ 高等学校学習指導要領の改訂に伴う各種委員会等の任務スケジュール案

⑪ 平成3年度における大学情報提供事業について

⑫ 大学入試とその改善について
——全国高等学校長協会第44回総会要項（抜粋）——

⑬ 大学入試センター要覧（平成3年度）

⑭ 平成4年度大学入学者選抜大学入試センター試験利用教科・科目等

⑮ 国公立大学ガイドブック（平成4年度版）

3. 国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領等（案）の作成について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

去る6月総会において、平成5年度の入学者選抜第2次試験は、平成4年度に引続き「連続方式・分離分割方式併存制」により実施する方針が承認されたので、本委員会として、平成5年度の「国立大学の入学者選抜についての実施要領、実施細目、実施上の申し合わせ事項」（案）を作成することとしたい。については、審議のためのたたき台の案を用意したので、これをもとにご検討いただきたい。この原案は、平成4年度と比べて特に大きな変更点はなく、主として暦の関係による日程の変更等を中心とした案となっている。

以上のように述べられたのち、引続き委員長から、国立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領（案）、同実施細目（案）、及び実施上の申し合わせ事項（案）について、配付資料に基づき、平成4年度と変更した点について説明があった。

以上の説明ののち、審議が行われた。その結

果、これを本委員会の原案とすることが了承された。

ついで、委員長から、原案の今後の取扱い等について次のように諮られ、異議なく了承された。

この原案を来る10月18日（金）を回報期限として各大学長に照会し、その結果、特に修正を要するようなご意見がなければ、これを10月25日（金）開催の理事会に提出することとしたい。また改めるべきご意見等があった場合には、原案の修正を含めて取扱いを委員長に一任願えないか。なお、理事会でのご意見の次第では、10月30日（水）に再度本委員会を開催することとしたいので、お含みおきいただきたい。

4. 本委員会の審議課題について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

大学審の入試に関する専門委員会では、中教審の答申に係る大学入学者選抜の改善等に関する事項について、近々本格的に審議を始めるとのことなので、そこへの国大協としての意見が反映するよう、いずれ本委員会として検討することにしたい。

また、国立大学の入試制度については、中・長期的展望のもとに検討をすすめていくという従来の方針のもとに、今後の18歳人口の減少、入学志願者の資質の多様化、推薦入学の増加傾向、等の諸状勢を踏まえて、団立大学の入試制度の在り方について論議していくこととしたい。

なお、熊谷前委員長の許で取りまとめをすすめていた「国立大学における入学者選抜（その理念と歴史及び展望）」については、いずれ冊子として取りまとめたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

教養課程に関する特別委員会

日 時 平成3年9月27日（金） 10：30～12：30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 竹内委員長

平林、塩野谷、上原、将積各委員

堀、浅野、小林、夏目、植村、立田各専門委員

竹内委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 専門委員の退任と補充について

このことについて、委員長より次のように諮られ、承認された。

かねてより、伊理専門委員（東京大学教授）には、公務の都合のため辞任したい旨申し出があったので、これを了承することにし、後任に

は小林啓二東京大学教授（教養学部）を補充したい。ご承認いただければ、本日の会議から出席していただく。また、坂井専門委員（北海道大学助教授）も、千葉大学から北海道大学に転出されたためもあり辞任の申し出があったので、了承することにし、後任には千葉大学から推薦していただくことにしたい。

ついで、小林専門委員の出席があり、紹介された。

2. 教養課程改革、改組に関する情報の検討について

委員長より次のような説明があった。

去る5月29日の理事会で、会長から大学設置基準の大綱化に伴う各大学の対応について情報収集を依頼された。その後、大学設置基準の改正が7月1日から施行され、それに伴い各大学では、学則の改正が進められ、種々討議が重ねられていると思われたので、8月22日付文書で各国立大学に「教養課程に関する承合について」を照会した。このことについてご了承願いたい。

この承合事項について、本日までに、87大学から回答（配付資料）を寄せていただいた。内容をみると、多くの大学が検討中であるが、これは照会の時期が早過ぎて、改革が進められている中での設問になったためと思われる。

ついで委員長より、承合事項の回答内容について概括説明があり、引き続き、資料として、第28回全国国立大学教養部長会議の議事要旨並びに国立大学一般教育担当部局協議会会長から国大協会長宛の「一般教育等に関する要望について」について披露があった。

このあと、主として次の点について意見交換があった。

- 一般教育と専門教育の比率が大きな問題である。
- 教養部の存続は認められるのか。
- 承合事項は各大学で構想を練る段階での情報交換として利用できる。
- カリキュラム編成、単位、必修・選択科目等の考え方、又は傾向を知りたい。
- 組織を改組したのち、カリキュラムを改編

する、一般教育の方向を定めたのち組織替を行う、二つの考え方がある。

- 一般教育と専門基礎教育の区分の重要性について。

ついで、委員長より次のように述べられ、了承された。

承合の取扱いについて、ご了解が得られれば、承合事項の回答の概要を委員長がまとめる。その際、情報交換に利用できるよう大学名を記入させていただき、各大学に送付することにした。理事会、総会には、承合による大学の状況を報告させていただく。

3. 委員の補充について

このことについて、委員長より退任委員の後任補充について、次のように諮られた。

久佐前委員長（山形大学長）の後任の委員として坪井昭三山形大学長、新野委員（神戸大学長）の後任に鈴木正裕神戸大学長、木村委員（香川大学長）の後任に岡市友利香川大学長を補充したい。

以上協議の結果、承認された。

なお、新委員については、10月25日開かれる理事会に諮り、追認を得ることとした。

4. 委員会の名称変更について

前回の委員会で、本委員会の存続が確認されたが、7月1日の大学設置基準の改正により教養課程が廃止されたので、それに伴う名称の変更が審議された。その結果、「教養教育に関する特別委員会」に改めることが了承され、次回理事会に提案することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会

日時 平成3年7月5日(金) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 高橋委員長

藤井, 船越, 前川, 関, 阪上, 加藤, 土山各委員

宇賀治, 大谷各専門委員

(文部省) 山下大学課専門員

高橋委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員になられた船越昭治岩手大学長並びに加藤晃岐阜大学長、及び本日出席の文部省の山下大学課専門員の紹介があったのち、議事に入った。

[議事]

1. 博士・修士の学位に表示する専攻分野について

初めに、委員長より次のように述べられた。

このたび、博士、修士それに学士を含めた学位規則の改正で、それぞれの専攻分野を各大学で定めて表示することになったが、各大学間での不統一にも問題があるかと思うので、本委員会での対応を検討したいと考えた。

本日は、文部省の担当者である山下専門員にご出席いただいているので、学位規則等の改正及びそれに対応する学位記の様式の見直し等についてご説明いただき、その後審議することにした。

ついで同専門員より、「国立学校設置法及び学校教育法の一部改正法及び学位規則の一部改正省令」並びに「学位記の表記」に関する資料に基づき、概ね次のような説明があった。

- (1) 学士を学位に位置付けた。
- (2) 学位授与機構を新設した。
- (3) 修士及び博士の種類の廃止と学位の表記

について

大学審議会答申による学位制度の見直しを受けて、制度改正を行い従前の修士、博士の種類の規定を廃止した。改正後の学位規則では、学士、修士、博士を授与する際に専攻分野の名称(社会的通用性に配慮し、過度に細分化しない。)を付記することとした。

なお、表示する専攻分野の名称については、一定のガイドラインを設定することが望ましいと考えられるが、しかしながら、公的なガイドラインの設定は、新たな画一化を招く恐れもあるため、設定を行うかどうか及びその内容については、大学団体あるいは学会に委ねることが適当である、というのが大学審議会の答申である。

(4) 学内規程の整備と暫定措置について

各大学は(1)と(3)の趣旨に沿って学内規定を整備願いたい。平成3年9月修了者等に対する学士、修士、博士の学位授与にあたって、学則等の改正手続が間に合わない場合は、暫定措置として、学内の一定機関での決定に基づき授与する、又、論文博士の学位授与において、従前の手続で授与しても、新制度により授与したとみなす等当面の運用について弾力的な適用を行い、支障を来たすことのないよう留意していただきたい。

なお、学位記の様式例を参考までに通知するので各大学で様式の見直しを行い、最終決定し

ていただきたい。

以上の説明があったのち、①専攻分野の細分化例、②大学基準協会・学会等によるガイドライン設定は可能か、③国大協として統一見解又は一定方向提示はできないか、④大学院の専攻名を表記する案(特に博士について)、⑤資格取得に有利な専攻分野名の付記、⑥専門分野別の全国的な学部長会議等の検討を要請する必要、等について意見交換があった。

引き続き、委員長より次のように述べられ、了承された。

学位に表示する専攻分野名は、今後関係学部長会議、学会等による検討を俟つのが妥当であると思うが、本委員会としては取りあえず表示する専攻分野名について、各大学の意見、検討状況を調査する必要があると考えるので、各大学長に照会し、回答が集まった段階で更に検討してみてはどうか。照会文については委員長に一任願いたい。

(文部省 山下専門員退席)

2. 国立大学大学院の果たしてきた役割と今後のあり方について

委員長より、大要次のように述べられた。

現在、第1常置委員会では「国立大学のあり方について」の検討が行われており、大学院問題に重点をおいて議論が進んでいる由である。そこで、本委員会にも調査研究の協力要請があり、理事会においても、会長から、第1、第6両常置委員会と協力して、大学院の現状、大学院修了者に対する社会の評価、需要等に関する調査を本委員会が行うことを依頼された。ついては、調査を行うことにしたいと考えるが、その内容によっては、予算的措置も必要で、第6

常置委員会の財政基盤調査に倣った方法も考えてみる必要があると思っている。この調査を行うことについて、また、その際の取り組みの姿勢、調査項目、調査担当者等についてご意見を伺いたい。

このことについて、主として次のような意見交換が行われた。

- 大学院は学部の付属でないことを明確にしたい。
- 調査にあたって、大学院博士課程が研究者養成のみではなく、高度の専門者養成の役割もあることを念頭におく必要がある。
- 大学院のあるべき理念に重点を置くか、理念から乖離している現状の視点から整備充実に力点を置くのか、調査目的によって項目が大幅に変わってくる。
- 大学院の整備充実に関わる問題として、基盤的整備と重点的整備がある。前者が必要であるのはもちろんであるが、重点的整備をどのように行うのか、果して柔軟な対応が各大学で採れるか。
- 国立大学大学院の果たしてきた役割と、危機的な現状を社会に訴えるデータを得ることを調査の目的にしたい。
- 国立大学財政基盤調査では、対象とした教官全体に財政的危機感の認識があり、共通の意識があった。今回予定される調査は、対象とする各大学間に差異があり、特に博士課程を設置されていない大学・学部もあるので、焦点を絞るのが容易でないと思う。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

調査の実施はご了解していただけたと思う

が、ご意見にもあるように具体的にテーマを決めるのが難しいので、各委員において①調査する項目、②調査実施のための組織、構成、③調査担当委員の推薦、そのほかについてのご意見を文書（メモでも可）で7月末日までに委員長

宛お寄せいただき、次の委員会までに整理し、検討することにした。

次回委員会は8月30日（金）10：00～16：00に開催することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会

日 時 平成3年8月30日（金） 10：00～15：30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 高橋委員長

船越、前川、関、阪上、津田、加藤、土山各委員

宇賀治、大谷各専門委員

高橋委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 博士・修士の学位に表示する専攻分野について

委員長より次のように述べられた。

前回の委員会では、学位記に表示する専攻分野名の取り扱いについて検討が行われたが、大学によっては9月及び10月に学位記を授与する処もあり、各大学の検討状況を委員会として承知する必要があるとのご意見もあり、急遽各大学に照会したところ、91大学から回答を寄せていただき、それを集計したのが別紙「学位記における学位の表記について」の検討状況一覧であり、すでに決定、又は予定の大学が72大学、未決定の大学が19大学で、未回答は6大学であった。

以上前回からの経過が述べられたのち、各大学・学部における学位記に表示する専攻分野名の検討状況について、学士・修士・博士別による説明があった。

以上の説明について、○教員養成系大学・学部における「教育」、「教育学」、「学芸」等の専

攻分野名の区別の理由、特に「学芸」の問題点、○ガイドライン作成の可否、○英語による名称の統一表示、○細かな分類に対する社会通用性の問題、等の意見交換が行われた。

ついで委員長より、この一覧表は各大学で表示を判断する場合の参考ともなるので、各大学に送付し、その際、各学部毎の全国学部長会議、関係学会等で検討されることが望ましいとの意見を付記すると併せて、英語表記についても照会することが諮られ、了承された。

2. 大学院部会における審議の概要（大学院の量的整備について）に関する意見書について

委員長より次の通り述べられた。

このことについて、別紙写のとおり、大学審議会大学院部会長から国大協へ意見書の提出方依頼があり、会長から本委員会に対応するよう要請があったので、この委員会でご意見をまとめ提出することにした。

ついで、「大学院部会の審議の概要」に関して、質的整備の必要、学生定員と教官定員、基盤整備と学生定員充足の因果関係、大学の自己点検と重点整備、留学生の定員繰入れ、等について

意見交換があった。

引き続き委員長から、本日ご意見を伺ったが、なおご意見があると思うので、ご了承が得られれば9月10日までにご意見をお寄せ願ひ、それをもとに本委員会の意見を纏めることにした旨述べられ、了承された。

3. 国立大学大学院の果たしてきた役割と今後のあり方について

委員長より次のように述べられた。

前回の委員会で調査を具体的に進めることのご了承を得て、当日の委員会でのご意見と、その後文書によるご意見とを併せまとめ整理してみたのが別紙の「国立大学大学院の現状及び今後の在り方について」の調査案である。また、企業大学院をどのように考え受け止めているか、企業等に対する調査案が別紙の「企業等に対する国立大学大学院に関する意見調査」であり、この調査項目については、1984年の文部省で行ったアンケート調査を参考にして、大学院の果たしてきた役割のみでなく、将来を踏まえての項目作りを試してみた。果たしてこのような調査事項が必要かどうかを含めてご検討いただきたい。

この調査研究に当っては、グループを組織、構成し、文部省へ科研費の申請を行うことを考えているので、適任と思われる研究担当者の推薦も併せお考え願えればと思っている。

引き続き委員長から、「国立大学大学院の現状と今後の在り方について」の次の項目について説明があった。

(1) 大学院研究科教

当該大学における大学院数および内訳
修士・博士課程別、大学院専攻科別

(2) 大学院入学定員及び現員

(3) 学部学生の大学院進学状況

(4) 中・長期における大学の研究・教育の方向

(5) 大学院における研究・教育の目標

① 修士課程

② 博士課程

(6) 大学院における研究・教育組織の整備 研究・教育における運営上の問題点は何か

(7) 大学院の整備の方向

① 設置形態

② 専門別整備

③ 地域別整備

(8) 大学院における教育

(9) 留学生の受入れに対する姿勢

(10) 大学院学生の処遇の改善

(11) 大学院における行財政の課題

① 教員組織

② 研究・教育予算

③ 施設・設備・図書等

(12) その他

以上の説明があったのち、○大学院設置による学部との関係、○調査の焦点を絞ることの必要性、○財政面での調査による他委員会との関係、○重複する調査は避ける、○学部、大学院の区別を具体的に明らかにする、○1項～3項、8項～10項以外は他委員会のカテゴリーではないか、等の意見交換があった。

ついで委員長から、「企業等に対する国立大学大学院に関する意見調査」の次の項目について説明があった。

I 企業等に関する調査

(1) 機関（企業等）の種類

(2) 機関の規模

(3) 学士、修士、博士別従業員数（修士、博士は課程修了者を含む。以下同様）

- (4) 機関内役職者の構成
- (5) 従業員の年齢別構成
- (6) 過去における従業員採用状況

II 大学院修了者に関する調査（修士・博士）

- (1) 修士、博士の従事する職務について
- (2) 国立大学大学院修了者の採用について
- (3) 大学院修了者の採用方針について

III 機関における研究分野に関して（開発分野も含む）

- (1) 研究者数
- (2) 研究に関する方針
- (3) 研究者の育成および活用について

IV 国立大学大学院に対する要望

- (1) 今後の大学院に望まれる収容定員
- (2) 大学院教育に対する要望
- (3) 大学院におけるリカレント教育について
- (4) 国立大学大学院における研究について
- (5) 国立大学大学院の産・官・学等の協同研究について
- (6) 国立大学大学院の研究経費について

その他、国立大学大学院における研究についての判断、意見、提言

以上素案として大変多くの項目を設けてみた
が、全項目に亘り回答を受けると膨大な量とな

るので、アンケート形式として、まとめやすい方法を調査研究グループでご検討願うことにしたい。

以上の説明について、○大学院が果たしてきた役割の基礎調査であれば、公私立大学も調査に含むべきである、○民間企業の調査依頼先について、○他委員会の調査との関わりと本委員会の調査姿勢、等について、質疑応答があった。

ついで委員長より、次のように述べられ、了承された。

この調査内容は、第1常置委員会、第6常置委員会とも深く関わっているので、取扱いについては両委員長にこの調査案を示し、検討していただくことにしたい。

なお、この調査案には削除する箇所、追加すべき項目等があるかと思うので、各委員お持ち帰りの上ご検討いただき、9月20日までに委員長宛文書でお知らせ願うことにしたい。

このほか、調査研究グループを構成する担当者の推薦について、重ねて要請があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日 時 平成3年9月19日（木）10：15～12：30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 関委員長

谷本（代理：坂口北海道教育大学学生部長）、横須賀、篠筈、椎名、尾上、
蜂須賀、山田（深）、金谷、岡本各委員

関委員長主宰のもとに開会。
初めに委員長より、谷本委員の代理として出席の坂口北海道教育大学学生部長の紹介があった。

引き続き委員長より、6月の国大協総会以降の経過について、次のような説明があった。

6月11日、12日の両日開かれた総会において、「大学における教員養成—教員養成の現状と将

来一(中間まとめ)」を報告し、了承された。今回の中間まとめに際して、本委員会として十分審議ができなかった部分もあったので、各大学長宛送り状に問題点のご指摘、提言等があればお寄せ願いたい旨の文言を記し、6月14日付で送付した。メ切日を7月10日としたが、短期間にも拘らず34大学から積極的なご意見、提言等を寄せていただいた。それを集約したのが、別紙の各大学からの「意見の概要」で、ご協力に厚くお礼申し上げます。この「意見の概要」については、のち程小委員から説明していただく。また、本日は次回総会に向けての最終報告(案)について、ご意見を伺うことにしていたが、台風の影響で全体をまとめた資料が会議に間に合わないで、分野毎にまとめを担当した小委員からご説明していただくことにしたい。

以上の説明があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 委員長の交代について

関委員長には、11月9日をもって学長任期満了となり退任されるので、その後任の委員長の選出が行われた。その結果、将積委員(愛知教育大学学長)が委員長に選出された。

2. 大学における教員養成一教員養成の現状と将来一(中間まとめ)に対する内容の審議について

委員長より、さき程説明した中間まとめに対して、各大学からのご意見、ご提言を集約した「中間報告に対する各大学よりの意見の概要」に沿って、担当分野順に小委員からご説明いただき、ご意見があれば伺うことにしたい旨述べられた。

引き続き各小委員より、次の項目毎に説明があった。

第1章 「大学における教員養成」の問題状況

大学審議会の大綱化に関する柔軟化の問題。

免許法と教員養成との相互関係が遊離。

(岡本委員)

第2章 教員養成系大学・学部における教員養成

不完全講座、学科目制は講座制と異なり表現を厳密に。

教官の配置、増員の改善策。

単科大学、総合大学、新構想大学の類型を配慮しない教官の実態区分では不十分。

(椎名委員)

人的、物的条件の整備。

新免許法で科目が増加したことにより本質が欠ける。

現職教育では教科教育の再構築への問題意識が必要。

教職教育の役割を明確に。(横須賀委員)

第3章 一般大学・学部における教員養成課程認定の取扱いに關しての要望が強い。

即ち審査内容、方法等に関わることに多くの提言があった。

(委員長)

以上各章毎に意見交換が行われたのち、委員長より、特に第2章の問題点の指摘について、その取扱いを伺いたい旨述べられ、○表現の問題、○生活科、特別活動、生徒指導についての条件整備、改善努力の方法、○教員養成系大学の制度上の問題、○大学院修士課程の講座制の基準、考え方、等の提言について意見交換があった。

ついで委員長より、次のように述べられ、了承された。

今回は、全般に亘っての各大学からのご意見、

ご提言を含めた報告(案)について十分協議ができなかったが、午後開催の小委員会で、ただいまのご意見を基に整理し、10月25日の理事会前に本委員会を開き、ご協議願ひ、理事会報告と

してご了解を得ることにしたい。

次回委員会は10月22日(火)に開催することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日 時 平成3年9月9日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井形委員長

前川, 吉田, 佐野, 松浦各委員

堀, 遠藤, 小椋, 柿本各専門委員

(文部省) 喜多医学教育課長

井形委員長主宰のもとに開会。議事にさきだち委員長から、文部省の喜多医学教育課長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 報告事項

喜多医学教育課長から、最近の医学教育関係の動向について、概ね次のように述べられた。

昨年11月、厚生省臨床研修部会の専門委員会が、卒後臨床研修の機能を向上させるための報告を出した。これを受けて同部会の臨床研修機能小委員会で、具体的な検討を重ねてきたが、本年7月29日に同小委員会の中間まとめ(案)が出された。

この中間まとめ(案)は、8月19日の医療関係者審議会臨床研修部会へ提出され、若干の字句修正のうえ間もなく発表の運びとなる予定である。

この提言内容の主な点は、①臨床研修制度改善の基本方針として、従来の研修の場を中心にした考え方を、研修の内容を重視する考え方に改める、②研修に対する適切な評価とともに、研修プログラムの自己評価、および第三者の客

観的な評価が必要である、③研修医の身分・処遇については、今後更に検討をすすめる必要がある、④今後の課題として平成4、5年度にモデル研修プログラムを試行し、平成6年度を目途に新しい制度を開始することが適切である、⑤その他、医師を養成する関連制度との調整、実務執行体制、などである。

なお、「大学審議会ニュース」№9(配付資料)には、5月~7月に出された大学審議会の答申が掲載されているので、ご利用願ひたい。

以上の説明のあと、中間まとめ(案)に対して、概ね次のような意見があった。

- この(案)では、卒後臨床研修と臨床系大学院との関係がよくわからない。
- 2年間の臨床研修だけをとりあげ、他は審議していない点に、弱さがあると思う。また、未知の病気、不治の病が多くある現状に対して医学的開発の対応が述べられていない。
- 医学部卒業生の8割が大学病院で臨床研修を受けている現実に対し、医療施設群をもって対応している点に疑問がある。

2. 医(歯)学系大学院問題について

委員長から、概ね次のように述べられた。

この問題は、昨年の秋、大学審議会大学院部会で、大学院問題の検討を始めたとき、医(歯)学系大学院は他の分野と異なる特殊な点があるといわれていたので、本委員会で医(歯)学系大学院の現状と問題点を洗い出し、当方の意見をまとめよう、ということになり、昨年9月27日に、医(歯)学部ををもち国立大学を対象にアンケート調査をしたのが始まりである。

アンケート調査の結果、大学の意見、学長個人の意見、医学部の意見など多様な意見が集ったが、これをまとめるにあたり、多様な意見の中の共通点を主体とし、他の意見は併記して医(歯)学系大学院のかかえている問題点を指摘したいと考えた。

その後、大学審議会から大学院の整備充実についての答申が出されたので、昨年9月27日以降の本委員会の審議の概要を踏まえ、大学院部会の動向をみながらまとめた案が、「大学院問題に関するアンケート結果—国立大学協会医学教育特別委員会 平3.11」(配付資料)である。

このアンケート結果報告書(案)作成に至るまでには、委員各位に4回に亘ってご意向を伺い、修正を加えた。

そこで、できれば来る11月13日、14日の総会を目途に、この報告書をまとめたいと考えているので、ご検討をお願いしたい。

ついで、概ね次のような質疑応答・意見があった。

- 大学院は単位を取得しても、論文が通らない退学というケースが非常に多い。これについて、どう考え、どのように対応したらよい

ものか。

- 臨床系・基礎系を区別しないで、医学の高度化を考えないと、基礎医学の充実もなく、臨床医学の進歩もないと考えるが、このような課題を論ずるには、講座から離れた国立大学協会が最も審議しやすい場であるので、今後このような課題をとりあげてもらいたい。
- 研究者としてのトレーニングを受け、研究のできる基礎を積んでから臨床に入って、助手、講師、助教授とすすむ中で、臨床の課題を研究してもらおうとよい。
- 大学院は基礎・臨床を問わず医学をテーマとしたトレーニングの場にすることが望ましい。
- このアンケート結果のまとめは、これ为好いと思う。多様な意見があつてそれぞれの大学院が、それぞれの特徴を生かしたものであつてよと考えるし、あまり枠組みを決めない方がよいと思う。また、このまとめが結論を出していないのは、現状を述べているからであつて、あまり踏み込んだ意見を述べる必要はないと考える。
- 課程博士を増やすことによって論文博士が減るとはいえないが、今後、博士に値する論文を大学院以外の場で作ることは困難になると考えられるので、事実上論文博士は少なくなるのではなからうか。課程博士を増やすには、大学院の整備・充実をはかることが先決である。

ついで、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日いただいたご意見を踏まえて、アンケート結果のまとめを更に手直しして、総会に提出する報告書にしたいので、なおご意見があつた

ら書面で承りたい。

3. 委員の補充について

(1) 学長任期満了によって退任された加納六郎委員の後任として、山本肇東京医科歯科大学

長を選任した。

(2) 定年退官された中川米造専門委員の後任は、次回の委員会で選ぶこととした。

おわりに、委員長から、「脳死臨調」の動向について報告され、本日の委員会を終了した。

生涯学習特別委員会

日 時 平成3年7月18日(木) 13:00~15:40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

荒川、馬場、将積、尾上、出口、田中、岡市、高田各委員

山本、小川各専門委員

(文部省) 寺脇生涯学習振興課生涯学習企画官、大西同課課長補佐、下間大学課専門職員

初めに、平間事務局長から、委員長選出までの間の座長について語り、太田委員(横浜国立大学長)を座長に選出した。

ついで、同座長司会のもとに各委員の自己紹介が行われた。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

まず、委員長の互選を行い、太田委員(横浜国立大学長)が委員長に選任された。

2. 委員の補充について

このことについて、委員長から次のように語られた。

本委員会の構成員については、先の理事会(5.29開催)において承認決定されたことであるが、委員会の運営上、追加補充することとしては如何であろうか。お認めいただければ、生涯学習にご関心の深い佐々木豊橋技術科学大学学長及び土山長崎大学長の両学長にお願いすることとしたい。

この委員長提案について協議した結果、異議なく承認し、次回理事会に諮って追認を得ることとした。

3. 文部省の生涯学習施策の現況と方針

委員長の要請により、文部省の寺脇生涯学習企画官から、「生涯学習」の考え方、生涯学習の基盤整備の必要性、及び文部省の生涯学習施策の現況と方針、等について、配付資料をもとに詳細にわたって説明があった。

これに関連して、同省下間大学課専門職員から、大学の学習機会の多様化に関する設置基準の改正点等について、配付資料をもとに説明があった。

以上の説明について、大学の生涯学習教育センターと自治体の「生涯学習推進センター」等の役割と機能、生涯学習に対する大学の意識改革の必要性、単位認定及び資格付与、大学教育と社会教育の連携の必要性、等について質疑応答及び意見交換があった。

4. 本委員会の今後の検討課題について

初めに委員長から、委員会を設置した目的と経緯の説明があったのち、次のように述べられた。

これより次回以降しばらくの間、生涯学習について諸般にわたり意見交換し、徐々に委員会の検討課題を絞っていくこととしたい。配付の「当面の委員会活動について(案)」は検討課題として思いつくものを記した討議資料である。

以上のように述べられ、引続き委員長から、配付資料に基づき次の4点を挙げて説明があった。

- ① 各大学の実状調査と問題点等の整理
- ② 大学設置基準等の改正に伴う、編入学定員の設定、昼夜開講制、科目登録・コース登録制、などのほか、大学以外の教育施設及び学位授与機構との関連など
- ③ 中教審答申による各大学の「生涯学習センター」(仮称)の設置への対応(地域拠点校制度を含めて)
- ④ 生涯学習、特にリカレント教育に対する国立大学の役割と地方自治体及び産業界との協調体制

以上の説明があったのち、各委員の所属大学の状況を中心に生涯学習に関し、次のような意見交換があった。

○ 今年4月から「生涯学習教育研究センター」を発足させた。センターは「調査」、「講座」、「教材」及び「研修」の4部門構成でスタートしたが、問題が幾つかある。その一つは、センターの要員について、教授、助教授及び事務官のうち、教授は学内併任とせざるを得ず、事務官については定員を認められなかったことである。事務官については度重なる定削の

煽りで学内措置で配置することも難しい状況にあり、さらに夜間勤務に伴う振替休日の扱い等勤務体制の問題などもある。そのほか、自治体との関係では、公開講座等を県・市などと共催して実施する場合、財政法の制約があって、円滑な運営を妨げる原因の一つになっている。いずれにしても、今後生涯学習を振興させていくには克服を要する問題がある。

- ここ3年程前から、生涯学習教育センター設置に向けて、学内に検討委員会を設けて検討している。以前から市の施設を借りて公開講座を開いているが、市民からは、学内で講座を開設してほしいとの希望が強い。これに応じたいが、職員の手当てや管理上の問題もあって、まだ実現しない。将来的には、生涯学習教育センターを設置し、市民への大学開放をすすめて、編入学やパートタイム・スチューデント制なども取り入れていきたいと考えている。
- 公開講座を大学の所在地を含めて県内3カ所で開設している。また、今年度から、大学院修士課程へ社会人を受け入れ始めたが、予想以上に入学者が多い。このほか、県内の4年制大学4大学の学長による学長懇談会において、将来、4大学が連合して「サイエンスセンター」をつくり、そこで、主に一般社会人向けに、工学、理学、経営学等の分野での実学的な講座を開設する構想も持ち上がっている。

次に、大学が生涯学習教育を実施するうえでの問題点としては、学習が夜間に行われる場合には、交通の便の関係で実施場所が限定されること、事務官が不足していることや設備が十分でないこと、などのほか、教官が新

たな負担となる任務を積極的に引受けて貰えるかどうかといった問題がある。問題の中には、大学自身として考えなければならない問題もあるが、文部省としても、各大学がそれぞれの地域で生涯学習教育の中核としての役割を担えるよう、財政措置等について配慮願いたい。

- 現在、大学公開講座を実施しているが、自治体との接続はよいとはいえない。生涯学習を振興させていくことは結構なこととは思いますが、人口が比較的少なく、交通網もあまり整っていない地域では、生涯学習に意欲ある人を如何にして集めるかが問題である。しかし、今後、前向きに検討していきたい。
- 大学の総合移転事業計画を機に学内で大学改革について種々論議する中で、従来のアカデミズムの枠にとらわれることなく大学の教育研究成果を地域社会に開放していく必要があるということで、生涯学習教育研究センターを設置して積極的に取組んでいくこととし、その準備委員会をつくった。地域からは、リカレント教育への要望が特に強いので、これを重点に事業計画を進めている。幸い、大学と自治体及び地域産業界相互の連携は良く、今後の進展に期待を持っている。
- 昭和53年度から大学教育開放センターを発

足させ、社会人を主な対象に開放講座を実施してきたが、今年度、これを生涯学習教育研究センターに衣更えした。受講者は漸次ふえる傾向にあるが、経費及び人的にもこれ以上講座をふやすことは難しい。大学として成人教育に責任を果たそうとすると、さまざまな工夫と努力がいる。単位認定、成人教育法の研究なども問題になってこようし、さらに、市民が参加しやすい雰囲気をつくることも大事なことと思う。このほか、大学が地域の自治体と連携して生涯学習教育活動を実施していくについては、国と自治体間の予算の取り扱いに弾力性がほしい。

- 生涯学習教育研究センターの設置について、委員会を設けて目下検討している。従来、学部への社会人入学や地域の企業との共同研究、及び経済問題の相談などを行っているが、大学のセンターを核に自治体と連携して行う生涯学習というものがどういう形になるのか、具体的イメージがまだ十分つかみきれない感がある。事情は自治体でも同様と思われるが、各県や市に対し生涯学習について情報提供と啓蒙を文部省にお願いしたい。
- 概ね以上のような意見交換があり本日の議事を終了し、次回は9月25日(水)午後1時30分から開催することとした。

生涯学習特別委員会

日時 平成3年9月25日(水) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

荒川, 船越, 将積, 佐々木, 尾上, 出口, 田中, 岡市, 高田, 土山各委員
山本専門委員

(文部省)大西生涯学習振興課課長補佐

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長により, 新たに委員に就任された佐々木豊橋技術科学大学長及び土山長崎大学長, 並びに前回欠席のため本日初めて出席された船越岩手大学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 専門委員の補充について

委員長より, 専門委員の補充として, 広島大学の佐々木正治教育学部教授を新たに委嘱することにしたい旨諮られ, 協議の結果, 異議なく承認された。

2. 生涯学習施策の現況

委員長の要請により, 文部省の大西生涯学習振興課課長補佐から, 生涯学習施策の現況等について, 初めに, 生涯学習の目的及び役割についての説明があり, 引続き, 配付資料「大学教育開放センター等概要」, 「学校における社会人受け入れの現状」, 「リカレント教育推進事業」及び「リカレント教育推進事業のガイドライン」等にもとづき説明があった。

3. 本委員会の今後の検討課題について

委員長から, 前回に引き続いて生涯学習について自由にご意見を承り, 徐々に委員会の検討事項を絞り込んでいくこととしたい旨述べられた。

ついで, 初めに各大学の実状等を中心に次のような意見交換が行われた。

- 以前から公開講座を割合活発に実施しているが, どちらかというところ, 文系的なものよりも, テニス, スキー等のスポーツの方に人が集まる傾向がある。社会人は夜間主コースのほか大学院で高い割合で受け入れている。また, 夜間主コースでは, 夏季休暇を利用したリカレント教育が計画されている。
- 昭和30年代から公開講座を実施している。当初は技術者向けが多かったが, 最近では, 一般市民を対象に語学やスポーツ関係がふえている。地域の要請も, 趣味的なものから先端技術に関するものまで, 内容が多様化してきているが, 大学自身の活性化ということからも, 今後積極的に生涯学習を考えていきたい。
- 大学での社会人教育の一つとして, 地域の産業界の強い要望に基づいて, 昨年から「ミニ大学院アフター・ファイブ・コース」と名づけて, 地域の技術者向けに修士課程レベルの講義を行う講座を開設した。ソフトウェア, 画像処理技術など, 年間3シリーズ, 1シリーズ8回, 各3時間, 定員各60名であり, いずれも定員を上回る盛況である。このほか, 一般市民を対象に公開講座を開設しているが, いずれにしても, 受講者の募集に始まる事務処理や教室の管理など, 事務側のサポー

ト体制ということが定員削減ともかわり問題としてある。なお、生涯学習の方法として、昼間の授業に学生と一緒に授業を受ける機会を設けたり、英会話などの講座に社会人だけでなく児童も参加して、学生と共に学べるようにすることなども検討している。

- 公開講座に熱心な教官が中心となって、以前から公開講座を実施しているが、より開かれた生涯学習教育を目指し、自治体の協力のもとに、県下及び周辺域の県教育委員会主事も加えて、昨年11月、「県生涯学習学会」を設けた。今年5月、社会教育学会と合同で総会を開き、大学の担うべき生涯学習のあり方について種々論議を行った。地域の実情を踏まえて、こうした地道な活動をしていくことも必要と思う。
- 大学の総合移転計画を契機に教育改革について種々論議し、改革の一環として、生涯学習教育を積極的にすすめていくこととした。地域で特に要望が強いリカレント教育を重点とすることとし、地域の「生涯学習推進協議会」(各国公立大学、短大、専修学校等高等教育機関のほか地域経済団体連合会等で構成)の支援を得て、今年11月から来年2月までの期間、リカレント教育として、5コース、26講座を開設することとした。講座は毎週土曜日の夕方から9時までで、計15回、議義内容は大学院修士課程レベルを目指している。講師は全体で約120名であり、そのうちのほぼ3分の1は民間又は自治体研究機関から招へいしている。なお、従来の公開講座とともに、大学の研究情報の公開も行っていきたいと考えている。
- 文部省の平成3年度「リカレント教育推進事業」として、神奈川、広島及び福岡の3県

で地域リカレント教育事業が計画されている。神奈川地域では、県内国公立大学参加のもとに4コースで講座をスタートさせる予定である。

なお、このたび大学設置基準が弾力化され、コース登録制・科目登録制が認められることとなったので、学則を改定し、リカレント教育の一環として科目等履修生を受け入れることとした。

- 「生涯学習指導者実践講座」と銘打って、地域の指導者養成のための講座を今年度開設した。講義は、9月中旬から10月末まで、毎週火曜日、連続7回、午前10時から12時に行われる。受講者は、年代では30代、職種では公務員が多い。また、平成3年度の生涯学習教育研究センター公開講座は24講座が予定されている。
- 公開講座は、主としてスポーツ及び教養的講座が中心であるが、地域関連で、地域開発及び地域行政に関するセミナーなども実施している。これまで、リカレント教育について特に意識したことはなかったが、ある意味では、それに当ることもしてきたようにも思われる。その点、公開講座とリカレント教育及び科目等履修などの区別はどこでどうつけるのであろうか。
- 一口に生涯学習といっても、いわゆるカルチャーセンター的なものからハイテク関係まで種々あり、また、それらの学習によって、単位や資格を取得したり、さらに、単位累積加算等による学位取得などの途も考えられる。いずれにしろ、本委員会として、生涯学習教育に関し、国立大学が担うべき役割とともに検討課題を絞っていく必要がある。
- 生涯学習について、県や市など自治体が大

学に対して期待していることと、大学が目指していることとの間には、ややずれがあるように思われる。その隔りをどうマッチさせるかが問題である。

- このほど、工科系大学としての専門性を生かして、市民を対象にエコロジー関係の公開講座をスタートさせた。また、別に市民を対象に外国語や文学、日本語教育、手話などの講座を開設しており、当分の間、大学院レベルと一般市民向けとの二本建てですすめていきたい。なお、これら公開講座の運営は「技術開発センター」が中核になっているが、今後、生涯学習教育を拡大する場合でも、新たに「生涯学習教育研究センター」を設けることなく、現在の体制でも対応できるものと考えている。

以上のような意見交換のほか、リカレント教育、科目登録制における単位認定、放送大学との単位互換、等について意見交換があった。

ついで、大西課長補佐から、配付資料にもとづき、生涯学習についての社会環境の動向、大学の機能活用上の課題（「生涯学習センター」の設置・活用、公開講座の実施、学校開放、リカレント教育、社会人入学等）、及び検討事項（「生涯学習センター」の在り方、職員の問題、教員の協力体制、地方公共団体との連携協力、事業の内容・方法等、地域社会・産業界のニーズの把握、成人の教育方法の研究の必要性、学部・大学院の活用等）等について説明があり、引続き次のような意見交換が行われた。

- 各大学に「生涯学習教育研究センター」がつけられつつある一方、各自治体にも「生涯学習推進センター」がつけられているが、大学の公開講座と自治体が開設する公開講座等とが類似することにならないよう何らかの調

整をする必要があろう。

- 各都道府県ごとに「生涯学習審議会」を設置することができるかとされているが、審議会ですれらの調整をできないか。
- 生涯学習について、自治体に期待されているのは、情報の提供、学習需要の調査・研究、指導者への研修、及び団体相互の連携を図るなど、生涯学習についての体制の整備を図ることであり、自治体が直接講座を開設することではない。公開講座等の実施は大学が中核になることが期待されている。なお、「生涯学習推進センター」を設置している自治体は未だ少なく、また「審議会」の設置も6府県に止まっているが、ここ1、2年のうちに大幅にふえるものと思われる。
- 大学と自治体との間には、生涯学習に対する考え方や意識にずれがあるように思う。「生涯学習審議会」などで両者の任務分担の調整などを含めてこの溝を埋めるようにしてほしい。
- その審議会の主な任務は何か。
- 「生涯学習審議会」は、地域の生涯学習に関する全体的ブラニングとか将来展望などについて論議する場であり、個別の事業の中身を審議することは目的としていない。
- 大学として生涯学習教育に熱心に取り組もうとすればするほど、一面では、教官も事務側も負担が過重になる。そのへんが難しいところであり、悩みでもある。
- 「生涯学習教育研究センター」の講座の受講生及び放送大学の受講生について附属図書館の利用を認めているが、今後土曜閉庁となった場合には図書の貸出し業務等も問題になってこよう。

概ね以上のような意見交換があったのち、最後に委員長から次のように述べられ、了承された。

生涯学習の問題について多岐にわたってご意見を伺ったが、次回も引続きこの問題について自由に意見交換し、徐々に重点事項を絞っていくこととしたい。なお、他の委員会の担当事項

とも重なる問題もあるが、それらについても本委員会として独自に検討し、必要に応じてそれぞれの委員会に審議をお願いすることとした。

以上をもって本日の議事を終了し、次回は12月16日(月)13:30から開催することとした。

／ 諸 会 合 ／

平成3年7月～9月

- | | | |
|---------|-------|---------------------|
| 7月1日(月) | 13:30 | 第4常置委員会ワーキング・グループ会議 |
| 5日(金) | 13:30 | 大学院問題特別委員会 |
| 13日(土) | 10:00 | 教員養成特別委員会小委員会 |
| 18日(木) | 13:00 | 生涯学習特別委員会 |
| 20日(土) | 10:00 | 国立大学財政基盤調査研究委員会 |
| 8月5日(月) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 6日(火) | 10:30 | 第1・第6常置委員会合同会議 |
| | 13:30 | 入試改善特別委員会小委員会 |
| 29日(木) | 13:00 | 学術情報特別委員会 |
| 30日(金) | 10:00 | 大学院問題特別委員会 |
| 9月3日(火) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 6日(金) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 9日(月) | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 11日(水) | 13:30 | 第4常置委員会ワーキング・グループ会議 |
| | 16:00 | 第4常置委員会小委員会 |
| 19日(木) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会 |
| | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 20日(金) | 14:00 | 入試改善特別委員会 |
| 25日(水) | 13:30 | 生涯学習特別委員会 |
| 26日(木) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| 27日(金) | 10:30 | 教養課程に関する特別委員会 |

要 望 書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

平成3年9月30日
国立大学協会会長
有馬 朗 人

人事院による国家公務員の給与勧告が、労働基本権制約の代償措置として、また国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現に大きく寄与していることは周知の事実であります。

この数年間は関係者の努力により、勧告どおり給与の改定が行われ、これにより各大学においても職員の勤務意欲の向上や労使の信頼関係の保持等の点で好ましい影響もたらされており、今年度の勧告の完全実施に対する期待には更に大きなものがあります。

もとより、当国立大学協会は、国の財政が極めて厳しい状況におかれていることも十分に承知しているところであり、各大学においては、過去数次にわたる定員削減及び行政経費の節減・抑制についても不断の努力を重ねております。

現在、国立大学においては、高等教育及び学術研究の高度化の積極的推進が重要課題とされており、またこれが国民的期待でもあると考えます。しかしながら、国立大学における教育研究環境としての研究費、施設設備、教員の給与については危機的状況にあり、上記の課題に積極的に取り組むためには、大学教職員の適切な処遇を確保することが必要不可欠であります。このことがひいては優秀な人材を確保し、将来にわたる我が国の高等教育及び学術研究の進展に寄与するものと確信いたします。

上記の理由により、国立大学協会は、人事院勧告が、早期完全実施されることを強く要望する次第であります。

提出先：文部大臣および関係担当官
総務庁長官および関係担当官

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
図書館情報大学	藤川 正信	小野寺和夫
東京学芸大学	関 四郎	蓮見 音彦
長岡技術科学大学	菅野 昌義	内田 安三
大阪大学	熊谷 信昭	金森順次郎
九州大学	高橋 良平	和田 光史

○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第 6 常置委員会	高橋 良平(九州大学長)	和田 光史(九州大学長)
教員養成制度特別委員会	関 四郎(東京学芸大学長)	将積 茂(愛知教育大学長)
入試改善特別委員会	熊谷 信昭(大阪大学長)	西島 安則(京都大学長)

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第 1 常置委員会	林 進(埼玉大学教授)	下沢 隆(埼玉大学教授)
〃	高田 敏(大阪大学教授)	村松 岐夫(京都大学教授)
第 2 常置委員会	潮木 守一(名古屋大学教授)	小嶋 秀夫(名古屋大学教授)
第 3 常置委員会	榎本 則行(佐賀大学教授)	村田 晃(佐賀大学教授)
第 4 常置委員会	南部 悟(北海道大学教授)	保原喜志夫(北海道大学教授)
第 6 常置委員会	村松 陸豪(筑波大学教授)	寺田 孚(京都大学教授)
特別会計制度協議会	前川 正(群馬大学長)	塩野谷裕一(一橋大学長)
医学教育に関する特別委員会	加納 六郎(東京医科歯科大学長)	山本 肇(東京医科歯科大学長)
入試改善特別委員会	太田 正光(名古屋工業大学長)	吉田 彌智(名古屋工業大学長)
〃	永田雅宜(京都大学教授)	藤田 茂夫(京都大学教授)
〃	渡部 美種(秋田大学長)	坪井 昭三(山形大学長)
教養教育特別委員会	久佐 守(山形大学長)	坪井 昭三(山形大学長)
〃	新野幸次郎(神戸大学長)	鈴木 正裕(神戸大学長)
〃	木村 等(香川大学長)	岡市 友利(香川大学長)

誤植の訂正について

今号（第134号）41ページの「委員長の交代」に誤植がありました。お詫び申し上げますとともに、下記のとおりご訂正下さいますようお願い致します。

記

（前 任）

第6常置委員会 高橋 良平（九州大学長）

（後 任）

正

廣重 力（北海道大学長）

○ 委員の委嘱

(委員会)

生涯学習特別委員会

佐々木慎一(豊橋技術科学大学長)

〃

土山 秀夫(長崎大学長)

○ 専門委員の委嘱

(委員会)

第6常置委員会

伊藤才一郎(東京医科歯科大学事務局長)

教養教育特別委員会

小林 啓二(東京大学教授)

〃

福田 泰二(千葉大学教授)

生涯学習特別委員会

佐々木正治(広島大学教授)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度，研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程，入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政，学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養教育に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
 - 生涯学習特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

- * 国大協の秋の総会を間近かに控え、事務局では目下その準備に追われています。
- * 生涯学習への気運が高まる中であって、国立大学としてこれにいかに対応していくかを検討するため、先頃「生涯学習特別委員会」が設置されました。今後の審議の成果が期待されます。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、西島副会長（京都大学長）にお願いして、「星月夜の下で」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に感謝申し上げます。
- * 秋も深まり、日増しに寒気が加わってくる折柄、各位の一層のご自愛をお祈り申し上げます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成3年11月9日 印刷
平成3年11月11日 発行 (非売品)

会 報 第134号

(第41巻第4号 通巻第134号)

編集兼 平 間 巖
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)
03 (3813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社